

**第67回税理士試験 法人税法  
第二問(計算)解答**

〔表示内容の説明〕

配点：★・・・2点

●・・・1点

(問1)

工事名	税務上調整すべき金額 若しくは強制適用されない理由	計算過程
甲	完成工事 708,000,000 (加算：留保) } 完成工事原価 600,000,000 (減算：留保) } ★	1. 甲工事 (1) 進行割合 $\frac{240,000,000 + 600,000,000}{960,000,000 + 40,000,000} = 0.84$ (2) 完成工事 $1,200,000,000 \times 0.84 - 300,000,000 = 708,000,000$ (3) 完成工事原価 $(960,000,000 + 40,000,000) \times 0.84 - 240,000,000 = 600,000,000$
乙	<u>請負対価の額が10億円に満たないため、長期大規模工事に該当しない。</u> <u>よって、工事進行基準は強制適用されない★</u>	2. 丙工事 進行割合 $\frac{218,900,000}{1,100,000,000} = 0.199$ 3. 丁工事 (1) 進行割合 $\frac{285,120,000}{1,296,000,000} = 0.22$ (2) 完成工事 $1,620,000,000 \times 0.22 = 356,400,000$ (3) 完成工事原価 $1,296,000,000 \times 0.22 = 285,120,000$
丙	<u>長期大規模工事に該当するが、進行割合が20%未満であるため、工事進行基準は強制適用されない。★</u>	
丁	完成工事 356,400,000 (加算：留保) } 完成工事原価 285,120,000 (減算：留保) } ★	
戊	<u>長期大規模工事に該当するが、当期末時点において、着手日から6か月を経過していないため、工事進行基準は強制適用されない。★</u>	

(問2)

税務上調整すべき金額	計算過程
1. 個別貸倒引当金に関する事項 個別貸倒引当金の繰入超過額 1,000,000 (加算: 留保)★	E工務店に対する完成工事未収入金は、同工務店が民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行っているため、個別評価金銭債権に該当する。 (1) 繰入限度額 $(15,000,000 - 2,000,000) \times 50\% = 6,500,000$ (2) 繰入超過額 $7,500,000 - 6,500,000 = 1,000,000$
2. 一括貸倒引当金に関する事項 一括貸倒引当金の繰入超過額 972,250 (加算: 留保)★ 一括貸倒引当金の繰入超過額の 当期認容額 429,626 (減算: 留保)●	(1) 期末債権の額 $120,000,000 + 11,000,000 + 230,000,000 + 404,400,000$ (注) $- 15,000,000 + 36,000,000$ $+ 750,000 + 7,100,000 + 4,000,000 + 7,300,000 = 805,550,000$ (注) 完成工事未収入金 ① 甲工事 $1,200,000,000 \times 0.84 - (120,000,000 + 540,000,000) = 348,000,000$ ② 丁工事 $356,400,000 - 300,000,000 = 56,400,000$ ③ 合計 <b>404,400,000●</b> (2) 実質的に債権とみられない金額 ① 原則法 イ. A社 $348,000,000 > 100,000,000 \therefore 100,000,000$ ロ. B社 $56,400,000 < 150,000,000 \therefore 56,400,000$ ハ. D社 $25,000,000 + 7,300,000 = 32,300,000 > 20,000,000 \therefore 20,000,000$ ニ. 未収地代 $4,000,000 < 8,000,000 \therefore 4,000,000$ ホ. 合計 $180,400,000$ ② 簡便法 $805,550,000 \times \frac{216,564,000 + 174,560,000}{926,344,000 + 749,429,000} = 0.233 \dots \text{●} = 187,693,150$ ③ ① < ② $\therefore 180,400,000$ (3) 実績繰入率 $\frac{(3,250,000 + 5,821,000 + 2,500,000) \times \frac{12}{36}}{(662,998,000 + 926,344,000 + 749,429,000) \div 3} = 0.00494 \dots \rightarrow 0.0050 \text{●}$ (4) 繰入限度額 ① 法定繰入率 $(805,550,000 - 180,400,000) \times \frac{6}{1,000} \text{●} = 3,750,900$ ② 実績繰入率 $805,550,000 \times 0.0050 = 4,027,750$ ③ ① < ② $\therefore 4,027,750$ (5) 繰入超過額 $5,000,000 - 4,027,750 = 972,250$



【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	処 分	
			留 保	社外流出
加 算	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	1,260,771	1,260,771	
	特 別 償 却 準 備 金 取 崩 不 足 額	1,400,000	1,400,000	
	特 別 償 却 準 備 金 積 立 超 過 額	1,425,000	1,425,000	
減 算	特 別 償 却 準 備 金 認 定 損	1,400,000	1,400,000	

【別表五（一） 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
特 別 償 却 準 備 金	7,000,000		1,400,000	8,400,000
特 別 償 却 準 備 金 認 定 損	△ 7,000,000		△ 1,400,000	△ 8,400,000
特 別 償 却 準 備 金 に 係 る 調 整 額			1,400,000 1,425,000	2,825,000
機 械 装 置			1,080,846	1,080,846
美 術 品			179,925	179,925

(問4)

税務上調整すべき金額	調整を要する理由及びその計算過程
未払賞与否認 21,000,000 (加算：留保) ● 前払費用計上もれ (備船料) ● 12,000,000 (加算：留保) 積立保険料計上もれ ● 2,800,000 (加算：留保) 繰延資産の償却超過額 ● 3,500,000 (加算：留保) 交際費等の損金不算入額 ● 1,216,000 (加算：社外流出) 前期仮払交際費当期消却否認 ● 150,000 (加算：留保) 役員給与の損金不算入額 ● 2,120,000 (加算：社外流出) ゴルフクラブ入会金過大計上 ● 2,000,000 (減算：留保) 前払費用計上もれ (修繕費負担金) ● 100,000 (加算：留保) 棚卸資産計上もれ ● 340,000 (加算：留保) 原価算入交際費認定損 ● 34,305 (減算：留保)	1. 未払賞与 翌期首から1月以内に支給していないため、当期は損金算入されず、調整を要する。● 2. 備船料 浚渫工事に係る収益が計上されていないため、損金算入されず、調整を要する。● 3. 保険料 養老保険に係る保険料は、受取人が当社であり、資産計上するため、調整を要する。● 4. 権利金 繰延資産に該当するため、償却超過額について調整を要する。 (1) 償却期間 $35年 \times 7 / 10 = 24.5 \rightarrow 24年$ (2) 償却限度額 $3,600,000 \times \frac{8}{24 \times 12} = 100,000$ (3) 償却超過額 $3,600,000 - 100,000 = 3,500,000$ 5. 交際費等の損金不算入額 (1) 支出交際費等の額 $1,200,000 - 300,000 + 250,000 + 240,000 + 6,950,000 + 400,000 + 36,000 + 180,000 + 260,000 = 9,216,000$ (2) 接待飲食費の額 $1,200,000 - 300,000 + 250,000 + 6,950,000 = 8,100,000$ (3) 損金算入限度額 ① 定額控除限度額 $8,000,000 \times 12 / 12 = 8,000,000 < 9,216,000 \therefore 8,000,000$ ● ② 損金算入限度額 $8,100,000 \times 50\% = 4,050,000$ ● < 8,000,000 $\therefore 8,000,000$ (4) 損金不算入額 $9,216,000 - 8,000,000 = 1,216,000$ 6. 仮払交際費 当期に消却した仮払交際費の額は、当期の費用の額とならないため、調整を要する。 7. 役員給与の損金不算入額 $2,000,000 + 120,000 = 2,120,000$ 8. ゴルフクラブ入会金 Mゴルフクラブ入会金はYへの給与に該当するため、調整を要する。 9. 修繕費負担金 修繕工事が当期中に行われていないため、前払費用に該当し、調整を要する。 10. 棚卸資産計上もれ $80,000 + 260,000 = 340,000$ 11. 原価算入交際費認定損 $1,216,000 \times \frac{260,000}{9,216,000} = 34,305$